



鳥取県公報

平成16年11月24日(水)
第7640号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	生活保護法による医療機関の指定(906)(福祉保健課).....	1
	生活保護法による医療機関の変更の届出(907)().....	1
	生活保護法による病院及び診療所の廃止の届出(908)().....	2
	生活保護法による介護機関の指定(909)().....	2
	生活保護法による介護機関の変更の届出(910)().....	4
	生活保護法による介護療養型医療施設、居宅介護事業及び居宅介護支援事業の廃止の届出(911)().....	5
	市町村の区域ごとの民生委員の定数の一部改正(912)().....	7
	国土調査の成果の認証(913)(耕地課).....	7
	保安林の指定予定(914)(森林保全課).....	8
	港湾隣接地域の指定の一部改正(915)(空港港湾課).....	9

告 示

鳥取県告示第906号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年11月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーションの名称	訪問看護ステーションの所在地	指 定 年 月 日
南部町	西伯郡南部町法勝寺377 - 1	南部町訪問看護ステーション	西伯郡南部町倭397	平成16年 10月1日

鳥取県告示第907号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年11月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	変更年月日
打吹公園クリニック	倉吉市仲ノ町770	平成16年10月18日
皆生病院	米子市新開四丁目 5 - 1	平成16年11月 1日
有限会社素問元気堂薬局	米子市新開六丁目 4 - 7	〃

鳥取県告示第908号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び指定訪問看護事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年11月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 診療所

名 称	所 在 地	廃止年月日
尾崎内科医院	鳥取市立川町二丁目406	平成16年 6月13日
大槻医院	八頭郡智頭町大字智頭1510 - 1	平成16年11月 1日

2 指定訪問看護事業者

名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーションの名称	訪問看護ステーションの所在地	廃 止 年 月 日
西伯町	西伯郡西伯町大字法勝寺 377 - 1	西伯町訪問看護ステーション	西伯郡西伯町大字倭397	平成16年 9月30日

鳥取県告示第909号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年11月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 介護療養型医療施設

名 称	所 在 地	指定年月日
南部町国民健康保険西伯病院	西伯郡南部町倭397	平成16年10月 1日

2 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指 定 年 月 日
社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会	東伯郡琴浦町大字浦安 123 - 1	社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会東伯支所	東伯郡琴浦町大字浦安 123 - 1	訪問介護、訪問入浴介護、通所介護	平成16年 9月 1日

"	"	社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会赤碕支所	東伯郡琴浦町大字赤碕1113 - 1	福祉用具貸与	"
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9	アイリスケアセンター大栄	東伯郡大栄町大字西園506 - 1	訪問介護	"
有限会社あさひほーむ	鳥取市湖山町北四丁目825	あさひほーむ	倉吉市昭和町二丁目236	福祉用具貸与	平成16年9月7日
社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会	東伯郡湯梨浜町大字泊1085 - 1	社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会羽合支部	東伯郡湯梨浜町大字長瀬584	訪問介護、福祉用具貸与	平成16年10月1日
"	"	社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会泊支部	東伯郡湯梨浜町大字泊1085 - 1	訪問介護、通所介護、福祉用具貸与	"
"	"	社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会東郷支部	東伯郡湯梨浜町大字旭83	訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、福祉用具貸与	"
南部町	西伯郡南部町法勝寺377 - 1	南部町国民健康保険西伯病院	西伯郡南部町倭397	訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、短期入所療養介護	"
社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会	鳥取市富安二丁目104 - 2	鳥取市社会福祉協議会鳥取事業所	鳥取市富安二丁目104 - 2	訪問介護	平成16年11月1日
"	"	鳥取市社会福祉協議会国府事業所	鳥取市国府町糸谷15 - 1	訪問介護、訪問入浴介護、通所介護	"
"	"	鳥取市社会福祉協議会福部事業所	鳥取市福部町海士1013 - 1	通所介護	"
"	"	鳥取市社会福祉協議会河原事業所	鳥取市河原町渡一木277 - 1	訪問介護、訪問入浴介護	"
"	"	鳥取市社会福祉協議会用瀬事業所	鳥取市用瀬町別府96 - 2	訪問介護、訪問入浴介護、通所介護	"
"	"	鳥取市社会福祉協議会佐治事業所	鳥取市佐治町加瀬木2171 - 2	"	"
"	"	鳥取市社会福祉協議会気高事業所	鳥取市気高町浜村8 - 8	訪問介護、通所介護	"
"	"	鳥取市社会福祉協議会鹿野事業所	鳥取市鹿野町今市651 - 1	訪問介護、訪問入浴介護、通所介護	"
"	"	鳥取市社会福祉協議会青谷事業所	鳥取市青谷町善田31 - 1	"	"
"	"	訪問看護ステーションやすらぎ	"	訪問看護	"
社会福祉法人寿耕会	日野郡江府町大字久連7	チロルの里デイサービスセンターいこい	日野郡江府町大字久連7	通所介護	"
"	"	チロルの里グループホーム	"	痴呆対策型共同生活介護	"
有限会社兵庫福祉保険サービス	神戸市須磨区戎町一丁目2 - 5	松風の郷デイサービスセンター	岩美郡岩美町大字陸上494	通所介護	平成16年11月5日

"	"	グループホーム松風の郷東浜	"	痴呆対策型共同生活介護	"
株式会社べるびゅー大栄	東伯郡大栄町大字六尾604 - 1	株式会社べるびゅー大栄	東伯郡大栄町大字六尾604 - 1	訪問介護	"
鳥取商事株式会社	鳥取市南吉方一丁目63 - 1	デイサービスセンターのどか	鳥取市相生町二丁目452 - 1	通所介護	"

3 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	指 定 年 月 日
社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会	東伯郡琴浦町大字浦安123 - 1	社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会東伯支所	東伯郡琴浦町大字浦安123 - 1	平成16年 9月1日
社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会	東伯郡湯梨浜町大字泊1085 - 1	社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会羽合支部	東伯郡湯梨浜町大字長瀬584	平成16年 10月1日
"	"	社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会泊支部	東伯郡湯梨浜町大字泊1085 - 1	"
"	"	社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会東郷支部	東伯郡湯梨浜町大字旭83	"
社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会	鳥取市富安二丁目104 - 2	鳥取市居宅介護支援事業所	鳥取市富安二丁目104 - 2	平成16年 11月1日
"	"	国府町居宅介護支援事業所	鳥取市国府町糸谷15 - 1	"
"	"	福部町居宅介護支援事業所	鳥取市福部町海士1013 - 1	"
"	"	河原町居宅介護支援事業所	鳥取市河原町渡一木277 - 1	"
"	"	用瀬町居宅介護支援事業所	鳥取市用瀬町別府96 - 2	"
"	"	佐治町居宅介護支援事業所	鳥取市佐治町加瀬木2171 - 2	"
"	"	気高町居宅介護支援事業所	鳥取市気高町浜村 8 - 8	"
"	"	鹿野町居宅介護支援事業所	鳥取市鹿野町今市651 - 1	"
"	"	青谷町居宅介護支援事業所	鳥取市青谷町露谷53 - 5	"

鳥取県告示第910号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から所在地又は名称を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年11月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 介護老人保健施設

名 称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
介護老人保健施設やわらぎ	米子市新開四丁目11 - 13	平成16年11月 1日

2 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変 更 年 月 日
医療法人同愛会	米子市両三柳1880	デイケアやわらぎ	米子市新開四丁目11 - 13	平成16年 11月 1日
〃	〃	老人保健施設やわらぎ短期入所療養介護事業所	〃	〃

3 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人赤碕福祉会	東伯郡琴浦町大字赤碕1061 - 3	あかさき介護支援センター居宅介護支援事業所	東伯郡琴浦町大字赤碕1060 - 25	平成16年 9月 1日

鳥取県告示第911号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から介護療養型医療施設、居宅介護事業又は居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年11月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 介護療養型医療施設

名 称	所 在 地	廃止年月日
西伯郡国民健康保険西伯病院	西伯郡西伯町大字法勝寺377 - 1	平成16年 9月30日

2 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	廃 止 年 月 日
社会福祉法人東伯町社会福祉協議会	東伯郡東伯町大字浦安123 - 1	社会福祉法人東伯町社会福祉協議会	東伯郡東伯町大字浦安123 - 1	平成16年 8月31日
社会福祉法人赤碕町社会福祉協議会	東伯郡赤碕町大字赤碕1113 - 1	社会福祉法人赤碕町社会福祉協議会	東伯郡赤碕町大字赤碕1113 - 1	〃
北陽株式会社	倉吉市伊木274	北陽株式会社ジュアメディカルハウス	倉吉市伊木274	平成16年 9月 9日
社会福祉法人羽合町社会福祉協議会	東伯郡羽合町大字長瀬584	社会福祉法人羽合町社会福祉協議会	東伯郡羽合町大字長瀬584	平成16年 9月30日
社会福祉法人泊村社会福祉協議会	東伯郡泊村大字泊1085 - 1	社会福祉法人泊村社会福祉協議会	東伯郡泊村大字泊1085 - 1	〃

社会福祉法人東郷町社会福祉協議会	東伯郡東郷町大字旭83	社会福祉法人東郷町社会福祉協議会	東伯郡東郷町大字旭83	〃
西伯町	西伯郡西伯町大字法勝寺377 - 1	西伯町国民健康保険西伯病院	西伯郡西伯町大字倭397	〃
〃	〃	西伯町訪問看護ステーション	〃	〃
社会福祉法人国府町社会福祉協議会	岩美郡国府町大字糸谷15 - 1	社会福祉法人国府町社会福祉協議会	岩美郡国府町大字糸谷15 - 1	平成16年10月31日
社会福祉法人福部村社会福祉協議会	岩美郡福部村大字海士1013 - 1	社会福祉法人福部村社会福祉協議会	岩美郡福部村大字海士1013 - 1	〃
社会福祉法人河原町社会福祉協議会	八頭郡河原町大字渡一木277 - 1	社会福祉法人河原町社会福祉協議会	八頭郡河原町大字渡一木277 - 1	〃
社会福祉法人用瀬町社会福祉協議会	八頭郡用瀬町大字別府96 - 2	社会福祉法人用瀬町社会福祉協議会	八頭郡用瀬町大字別府96 - 2	〃
社会福祉法人佐治村社会福祉協議会	八頭郡佐治村大字加瀬木2171 - 2	社会福祉法人佐治村社会福祉協議会	八頭郡佐治村大字加瀬木2171 - 2	〃
社会福祉法人気高町社会福祉協議会	気高郡気高町大字浜村8 - 8	社会福祉法人気高町社会福祉協議会	気高郡気高町大字浜村8 - 8	〃
社会福祉法人鹿野町社会福祉協議会	気高郡鹿野町大字今市651 - 1	社会福祉法人鹿野町社会福祉協議会	気高郡鹿野町大字今市651 - 1	〃
社会福祉法人青谷町社会福祉協議会	気高郡青谷町大字善田31 - 1	社会福祉法人青谷町社会福祉協議会	気高郡青谷町大字善田31 - 1	〃

3 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人羽合町社会福祉協議会	東伯郡羽合町大字長瀬584	社会福祉法人羽合町社会福祉協議会	東伯郡羽合町大字長瀬584	平成16年9月30日
社会福祉法人泊村社会福祉協議会	東伯郡泊村大字泊1085 - 1	社会福祉法人泊村社会福祉協議会	東伯郡泊村大字泊1085 - 1	〃
社会福祉法人東郷町社会福祉協議会	東伯郡東郷町大字旭83	社会福祉法人東郷町社会福祉協議会	東伯郡東郷町大字旭83	〃
社会福祉法人国府町社会福祉協議会	岩美郡国府町大字糸谷15 - 1	社会福祉法人国府町社会福祉協議会	岩美郡国府町大字糸谷15 - 1	平成16年10月31日
社会福祉法人福部村社会福祉協議会	岩美郡福部村大字海士1013 - 1	社会福祉法人福部村社会福祉協議会	岩美郡福部村大字海士1013 - 1	〃
社会福祉法人河原町社会福祉協議会	八頭郡河原町大字渡一木277 - 1	社会福祉法人河原町社会福祉協議会	八頭郡河原町大字渡一木277 - 1	〃
社会福祉法人用瀬町社会福祉協議会	八頭郡用瀬町大字別府96 - 2	社会福祉法人用瀬町社会福祉協議会	八頭郡用瀬町大字別府96 - 2	〃
社会福祉法人佐治村社会福祉協議会	八頭郡佐治村大字加瀬木2171 - 2	社会福祉法人佐治村社会福祉協議会	八頭郡佐治村大字加瀬木2171 - 2	〃
社会福祉法人気高町社会福祉協議会	気高郡気高町大字浜村8 - 8	社会福祉法人気高町社会福祉協議会	気高郡気高町大字浜村8 - 8	〃

社会福祉法人青谷町社会福祉協議会	気高郡青谷町大字善田31 - 1	社会福祉法人青谷町社会福祉協議会	気高郡青谷町大字善田31 - 1	〃
------------------	------------------	------------------	------------------	---

鳥取県告示第912号

昭和46年鳥取県告示第783号（市町村の区域ごとの民生委員の定数について）の一部を次のように改正し、平成16年12月1日から施行する。

平成16年11月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後							改 正 前						
鳥取市	504人	三朝町	35人	名和町	25人		鳥取市	498人	三朝町	35人	名和町	25人	
米子市	298人	関金町	19人	中山町	18人		米子市	298人	関金町	19人	中山町	18人	
倉吉市	139人	北条町	22人	南部町	36人		倉吉市	139人	北条町	21人	南部町	35人	
境港市	86人	大栄町	24人	日南町	31人		境港市	85人	大栄町	24人	日南町	31人	
岩美町	48人	湯梨浜町	50人	日野町	22人		岩美町	48人	湯梨浜町	50人	日野町	22人	
郡家町	30人	琴浦町	65人	江府町	19人		郡家町	30人	琴浦町	64人	江府町	19人	
船岡町	17人	岸本町	20人	溝口町	22人		船岡町	17人	岸本町	20人	溝口町	22人	
八東町	21人	日吉津村	9人				八東町	21人	日吉津村	8人			
若桜町	24人	淀江町	22人				若桜町	24人	淀江町	23人			
智頭町	32人	大山町	20人				智頭町	32人	大山町	20人			

鳥取県告示第913号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成16年11月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
鳥取市	平成13年度から平成15年度まで	鳥取市（福部町箭浜の一部）の地籍図及び地籍簿	鳥取市福部町箭浜の一部	平成16年11月24日
〃	平成14年度から平成16年度まで	鳥取市（河原町郷原の一部）の地籍図及び地籍簿	鳥取市河原町郷原の一部	〃
江府町	平成14年度から平成15年度まで	江府町（大字俣野の一部）の地籍図及び地籍簿	日野郡江府町大字俣野一部	〃
溝口町	平成14年度から平成15年度まで	溝口町（父原の一部）の地籍図及び地籍簿	日野郡溝口町父原の一部	〃

鳥 取 市	平成14年度から 平成15年度まで	鳥取市（福部町栗谷の一部） の地籍図及び地籍簿	鳥取市福部町栗原の一部	〃
三 朝 町	平成14年度から 平成15年度まで	三朝町（大字大柿、大字恩地、 大字助谷及び大字福山の各一 部）の地籍図及び地籍簿	東伯郡三朝町大字大柿、大字 恩地、大字助谷及び大字福山 の各一部	〃

鳥取県告示第914号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年11月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 保安林予定森林の所在場所

西伯郡名和町大字高田字上高丸1211の2（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件**ア 立木の伐採の方法**

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、名和町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

西伯郡南部町上中谷字古屋敷向25の1、27、字椿ヶ谷33の1

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件**ア 立木の伐採の方法**

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、西伯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所

西伯郡南部町掛相字家ノ上山368

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件**ア 立木の伐採の方法**

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、西伯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所

米子市祇園町一丁目85の1

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

5(1) 保安林予定森林の所在場所

米子市観音寺字戸上山東平34の1

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課並びに米子市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第915号

昭和40年鳥取県告示第189号(港湾隣接地域の指定について)の一部を次のように改正する。

平成16年11月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>4 米子港</p> <p>(1) 彦名地区</p> <p>次の基点1から基点29までを順次結んだ線と水際線に囲まれた地域、次の基点30から基点35までを順次結んだ線と水際線に囲まれた地域及び次の基点36から基点81までを順次結んだ線と水際線に囲まれた地域</p> <p>基点1 米子市彦名町字坂口新田1 1683 - 4地先の護岸標杭</p> <p>” 2 基点1から27度40分4.6メートルの点(彦名町字坂口新田1 1683 - 4地先無番地)</p> <p>” 3 ” 2から289度30分130.0”(”)</p> <p>” 4 ” 3から281度40分88.0”(” 685 - 3)</p> <p>” 5 ” 4から286度20分60.7”(” 字三番川灘142 - 3)</p> <p>” 6 ” 5から324度00分6.0”(” 142 - 3地先無番地)</p> <p>” 7 ” 6から297度10分3.0”(”)</p> <p>” 8 ” 7から280度00分10.7”(” 157 - 2)</p> <p>” 9 ” 8から302度20分116.5”(” 字上船入灘193 - 2地先無番地)</p> <p>” 10 ” 9から309度30分40.5”(” 194)</p> <p>” 11 ” 10から320度30分14.8”(”)</p> <p>” 12 ” 11から25度30分108.5”(” 197 - 2)</p> <p>” 13 ” 12から294度30分28.0”(” 字上船入西754)</p> <p>” 14 ” 13から204度00分57.8”(” 788 - 1地先無番地)</p> <p>” 15 ” 14から289度00分45.2”(彦名町字上船入789)</p> <p>” 16 ” 15から278度50分37.0”(” 780地先無番地)</p> <p>” 17 ” 16から289度00分53.8”(” 775)</p> <p>” 18 ” 17から17度20分30.2”(” 774)</p> <p>” 19 ” 18から297度30分24.2”(” 明神港791)</p> <p>” 20 ” 19から348度20分72.0”(” 795)</p> <p>” 21 ” 20から11度30分27.5”(” 795)</p> <p>” 22 ” 21から284度00分32.5”(” 811)</p> <p>” 23 ” 22から 8度50分19.6”(” 810 - 3)</p> <p>” 24 ” 23から278度50分45.0”(” 812 - 1地先無番地)</p> <p>” 25 ” 24から188度30分16.5”(” 812 - 1)</p> <p>” 26 ” 25から284度30分86.0”(” 813)</p> <p>” 27 ” 26から12度10分6.7”(” 813 - 1)</p> <p>” 28 ” 27から316度00分11.2”(”)</p> <p>” 29 ” 28から267度30分8.3”(”)</p> <p>” 30 ” 米子市彦名町字新堀灘1645地内の護岸</p>	<p>4 米子港</p> <p>(1) 彦名地区A</p> <p>次の基点1から基点29までを順次結んだ線と水際線に囲まれた地域及び次の基点30から基点35までを順次結んだ線と水際線に囲まれた地域</p> <p>基点1 米子市彦名町字坂口新田1 1683 - 4地先の護岸標杭</p> <p>” 2 基点1から27度40分4.6メートルの点(彦名町字坂口新田1 1683 - 4地先無番地)</p> <p>” 3 ” 2から289度30分130.0”(”)</p> <p>” 4 ” 3から281度40分88.0”(” 685 - 3)</p> <p>” 5 ” 4から286度20分60.7”(” 字三番川灘142 - 3)</p> <p>” 6 ” 5から324度00分6.0”(” 142 - 3地先無番地)</p> <p>” 7 ” 6から297度10分3.0”(”)</p> <p>” 8 ” 7から280度00分10.7”(” 157 - 2)</p> <p>” 9 ” 8から302度20分116.5”(” 字上船入灘193 - 2地先無番地)</p> <p>” 10 ” 9から309度30分40.5”(” 194)</p> <p>” 11 ” 10から320度30分14.8”(”)</p> <p>” 12 ” 11から25度30分108.5”(” 197 - 2)</p> <p>” 13 ” 12から294度30分28.0”(” 字上船入西754)</p> <p>” 14 ” 13から204度00分57.8”(” 788 - 1地先無番地)</p> <p>” 15 ” 14から289度00分45.2”(彦名町字上船入789)</p> <p>” 16 ” 15から278度50分37.0”(” 780地先無番地)</p> <p>” 17 ” 16から289度00分53.8”(” 775)</p> <p>” 18 ” 17から17度20分30.2”(” 774)</p> <p>” 19 ” 18から297度30分24.2”(” 明神港791)</p> <p>” 20 ” 19から348度20分72.0”(” 795)</p> <p>” 21 ” 20から11度30分27.5”(” 795)</p> <p>” 22 ” 21から284度00分32.5”(” 811)</p> <p>” 23 ” 22から 8度50分19.6”(” 810 - 3)</p> <p>” 24 ” 23から278度50分45.0”(” 812 - 1地先無番地)</p> <p>” 25 ” 24から188度30分16.5”(” 812 - 1)</p> <p>” 26 ” 25から284度30分86.0”(” 813)</p> <p>” 27 ” 26から12度10分6.7”(” 813 - 1)</p> <p>” 28 ” 27から316度00分11.2”(”)</p> <p>” 29 ” 28から267度30分8.3”(”)</p> <p>” 30 ” 米子市彦名町字新堀灘1645地内の護岸</p>

標杭

- " 31 基点30から23度30分10.0メートルの点(彦名町字新堀灘1640 - 3)
- " 32 基点31から146度20分25.9メートルの点(" 字新堀灘1643 - 2)
- " 33 基点32から122度20分97.3メートルの点(" 字八百姫沖1372 - 2地先)
- " 34 基点33から116度50分168.9メートルの点(" 字粟島山1405)
- " 35 基点34から208度30分9.0メートルの点(" 字粟島山1323 - 2)
- " 36 米子市彦名町字新堀灘地内の護岸標杭(彦名町字新堀灘1646 - 2)
- " 37 " 36から50度00分3.0メートルの点(彦名町字新堀灘1646 - 3)
- " 38 " 37から319度50分17.5メートルの点(" 字新堀灘1646 - 3地先無番地)
- " 39 " 38から317度30分20.0メートルの点(" 字新堀灘1650 - 2)
- " 40 " 39から317度30分21.0メートルの点(" 字新堀灘1652 - 2地先無番地)
- " 41 " 40から47度20分3.7メートルの点(" 字新堀灘1652 - 1地先無番地)
- " 42 " 41から317度30分5.0メートルの点(" 字新堀灘1653 - 1)
- " 43 " 42から316度10分29.5メートルの点(" 字新堀灘1655)
- " 44 " 43から47度20分48.0メートルの点(" 字新堀灘1601 - 2)
- " 45 " 44から317度30分5.0メートルの点(" 字新堀灘1601 - 2地先無番地)
- " 46 " 45から49度40分7.0メートルの点(" 字新堀灘1601 - 1地先無番地)
- " 47 " 46から319度40分15.5メートルの点(" 字港沖1656 - 1)
- " 48 " 47から230度10分55.0メートルの点(" 字港沖1673)
- " 49 " 48から228度00分14.5メートルの点(" 字港沖1678 - 2)
- " 50 " 49から286度00分29.5メートルの点(" 字港沖1679 - 1)
- " 51 " 50から285度50分150.5メートルの点(" 字乗越川三1946 - 1地先無番地)
- " 52 " 51から302度40分41.5メートルの点(" 字乗越川三1953 - 1)
- " 53 " 52から302度50分25.0メートルの点(" 字乗越川三1958 - 1)

標杭

- " 31 基点30から23度30分10.0メートルの点(彦名町字新堀灘1640 - 3)
- " 32 基点31から146度20分25.9メートルの点(" 字新堀灘1643 - 2)
- " 33 基点32から122度20分97.3メートルの点(" 字八百姫沖1372 - 2地先)
- " 34 基点33から116度50分168.9メートルの点(" 字粟島山1405)
- " 35 基点34から208度30分9.0メートルの点(" 字粟島山1323 - 2)
- (2) 彦名地区B
- 次の基点を順次結んだ線と水際線に囲まれた地域
- 基点1 米子市彦名町字新堀灘地内の護岸標杭(彦名町字新堀灘1646 - 2)
- 基点2 基点1から50度00分3.0メートルの点(彦名町字新堀灘1646 - 3)
- 基点3 基点2から319度50分17.5メートルの点(" 字新堀灘1646 - 3地先無番地)
- 基点4 基点3から317度30分20.0メートルの点(" 字新堀灘1650 - 2)
- 基点5 基点4から317度30分21.0メートルの点(" 字新堀灘1652 - 2地先無番地)
- 基点6 基点5から47度20分3.7メートルの点(" 字新堀灘1652 - 1地先無番地)
- 基点7 基点6から317度30分5.0メートルの点(" 字新堀灘1653 - 1)
- 基点8 基点7から316度10分29.5メートルの点(" 字新堀灘1655)
- 基点9 基点8から47度20分48.0メートルの点(" 字新堀灘1601 - 2)
- 基点10 基点9から317度30分5.0メートルの点(" 字新堀灘1601 - 2地先無番地)
- 基点11 基点10から49度40分7.0メートルの点(" 字新堀灘1601 - 1地先無番地)
- 基点12 基点11から319度40分15.5メートルの点(" 字港沖1656 - 1)
- 基点13 基点12から230度10分55.0メートルの点(" 字港沖1673)
- 基点14 基点13から228度00分14.5メートルの点(" 字港沖1678 - 2)
- 基点15 基点14から286度00分29.5メートルの点(" 字港沖1679 - 1)
- 基点16 基点15から285度50分150.5メートルの点(" 字乗越川三1946 - 1地先無番地)
- 基点17 基点16から302度40分41.5メートルの点(" 字乗越川三1953 - 1)
- 基点18 基点17から302度50分25.0メートルの点(" 字乗越川三1958 - 1)

" 54 " 53から302度00分7.0メートルの点（
" 字乗越川三1961 - 1 ）
" 55 " 54から327度10分39.5メートルの点
（ " 字乗越川三1962 - 1 ）
" 56 " 55から327度10分34.0メートルの点
（ " 字乗越川三1962 - 1 地先無番地 ）
" 57 " 56から306度40分92.0メートルの点
（ " 字学校下四3127 - 1 ）
" 58 " 57から10度40分1.5メートルの点（
" 字学校下四3127 - 1 ）
" 59 " 58から309度40分38.5メートルの点
（ " 字学校下四3136 - 2 ）
" 60 " 59から309度40分39.0メートルの点
（ " 字学校下四3141 ）
" 61 " 60から309度40分121.0メートルの点
（ " 字高瀬四3172 - 1 地先無番地 ）
" 62 " 61から309度40分15.5メートルの点
（ " 字高瀬四3177 - 1 ）
" 63 " 62から352度00分1.5メートルの点（
" 字高瀬四3177 - 1 ）
" 64 " 63から42度10分17.5メートルの点（
" 字高瀬四3177 - 1 ）
" 65 " 64から41度50分18.0メートルの点（
" 字高瀬四3177 - 1 ）
" 66 " 65から39度30分16.5メートルの点（
" 字高瀬四3178 ）
" 67 " 66から312度00分22.5メートルの点
（ " 字大吉灘3208 ）
" 68 " 67から222度30分19.5メートルの点
（ " 字大吉灘3208 ）
" 69 " 68から306度30分21.0メートルの点
（ " 字大吉灘3214 - 1 ）
" 70 " 69から306度40分24.0メートルの点
（ " 字大吉灘3227 - 1 ）
" 71 " 70から355度10分5.0メートルの点（
" 字大吉灘3226 ）
" 72 " 71から334度00分16.5メートルの点
（ " 字大吉灘3229 ）
" 73 " 72から306度30分27.0メートルの点
（ " 字大吉灘3235 ）
" 74 " 73から303度30分9.5メートルの点（
" 字大吉灘3235地先無番地 ）
" 75 " 74から217度50分4.0メートルの点（
" 字大吉灘3235地先無番地 ）
" 76 " 75から303度10分8.5メートルの点（
" 字大吉灘3238 - 2 ）
" 77 " 76から303度10分26.0メートルの点
（ " 字大吉灘3238 - 1 ）
" 78 " 77から213度10分2.5メートルの点（

基点19 基点18から302度00分7.0メートルの点（
" 字乗越川三1961 - 1 ）
基点20 基点19から327度10分39.5メートルの点
（ " 字乗越川三1962 - 1 ）
基点21 基点20から237度10分7.0メートルの点（
" 字乗越川三1962 - 2 ）

- ” 字大吉灘3239)
- ” 79 ” 78から316度50分4.4メートルの点(
- ” 字大吉灘3239地先無番地)
- ” 80 ” 79から41度00分113.4メートルの点(
- ” 字大吉灘3239地先無番地)
- ” 81 ” 80から311度00分3.8メートルの点(
- ” 字藪中下(四)地内の護岸標杭)

(2) 安倍地区

略

(3) 灘町地区

略

(4) 内町・西町地区

略

(5) 久米町北地区

略

(6) 祇園町南地区

略

(7) 陰田地区

略

(3) 彦名地区C

次の基点を順次結んだ線と水際線に囲まれた地域

基点1 米子市彦名町字藪中下(三)地内の護岸標杭

基点2 基点1から131度00分3.8メートルの点(彦名町字大吉(三)3255-1地先無番地)

基点3 基点2から221度00分114.0メートルの点(”字大吉灘3239地先無番地)

基点4 基点3から311度00分3.8メートルの点(”字藪中下(四)地内の護岸標杭)

(4) 安倍地区

略

(5) 灘町地区

略

(6) 内町・西町地区

略

(7) 久米町北地区

略

(8) 祇園町南地区

略

(9) 陰田地区

略

